

# パートナーシップ契約

株式会社FTR(以下「甲」という。)と受託者(以下「乙」という。)は、乙による甲への顧客の紹介及び営業代行業務に関し、以下のとおり契約を締結する。

## 第1条(業務委託)

本契約は、甲が乙に対し第2条に記した業務について委託し、乙がこの業務の遂行を受託する。

## 第2条(業務の内容)

乙は、甲に対し甲の語学学習サービスを受ける顧客の紹介及び営業代行業務を行う。

乙は、甲に対する顧客の紹介のみを行い、サービスの取次ぎ、媒介、勧誘及びスタッフの引き抜き等の行為は一切行わない。

## 第3条(紹介手数料)

1件 4,000円～(消費税含む)

別途、報酬額を決定することとする。

紹介手数料は受講者が入会后、初月分の月額受講料を支払った時点で発生する。

また、入会とは甲と顧客(受講者)の間で月額を受講契約を結ぶことをいう。

## 第4条(紹介手数料の支払い条件)

(1) 入会後に受講者による支払い実績が確認できること

(2) 成果の発生が確認できること

## 第5条(支払い方法)

乙は紹介業務に基づく報酬の請求書を甲に対して発行、通知するものとする。

乙は、紹介手数料を毎月末日に締め切り、翌月15日までに甲に請求するものとし、甲または甲の委託先は、これを翌月末日までに乙の指定する指定金融機関の口座及びPaypalアカウント口座宛に送金にて支払うものとする。銀行振込み手数料は甲の負担とし、Paypalの手数料(決済手数料)は乙の負担とする。

## 第6条(秘密保持)

甲および乙は本契約に際して、または本契約に基づく委託業務遂行上知り得た双方の技術上、営業上、および個人情報その他の秘密情報の秘密を遵守せしめるものとし、本契約有効期間中のみならず、本契約終了後も相手方の事前の承諾を得ることなく、第三者に開示・漏洩しないものとする。

## 第7条(契約期間)

本契約の有効期間は、契約締結日より1年間とする。ただし、契約締結日より1年経過後は、1ヶ月間の猶予をもって、相手方に書面で通知することにより、本契約を解除することができるものとする。

なお、相手方に対し、本契約を解除または終了する旨の通知がなされない場合には、契約満了後、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

## 第8条(解約)

甲及び乙は、契約期間中であっても1ヶ月前に相手方に通知することで本契約を解除することができる。

## 第9条(契約解除)

1. 甲及び乙は、本契約の条項に正当な理由なく違反した場合、相手方に通知することなく直ちに本契約を解除することができるものとする。
2. 甲及び乙は、前項における契約解除に該当する場合、相手方に本契約違反をしたことによる損害及び契約解除に伴う損害の賠償を請求することができる。

## 第10条(契約の保証)

甲及び乙は、相手方に対し、本契約の締結及び履行に必要な権限を有していることを保証する。

## 第11条(法令等の遵守)

1. 甲及び乙は、法令等を遵守し公正かつ適正に、本契約を履行しなければならない。
2. 甲及び乙は、相手方が本契約の履行に関連して法令等を遵守するために必要な報告または資料の提供を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

## 第12条(誠実履行)

甲及び乙は、本契約が遅滞なく履行されるよう努力し、各々信義に基づき誠実にこれを行う。

## 第13条(損害賠償)

甲及び乙は、本契約の履行に関し、相手方の責に帰すべき事由により損害を被った場合、本契約書の定めるところに従い、相手方に対し、損害の賠償(合理的な範囲の弁護士費用を含む。)を請求できるものとする。相手方が契約違反により利益を得ている場合は、その金額が損害の下限となるものとする。

## 第14条(反社会的勢力の排除)

甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号のいずれか一つにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し保証する。

- ①自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という)ではないこと
- ②自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう)が反社会的勢力ではないこと
- ③反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと
- ④本契約の有効期間内に、自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
  - (ア)相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
  - (イ)偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

## 第15条(合意管轄)

本契約に関して生じた一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

## 第16条(準拠法)

本契約の有効性、解釈及び履行については、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。

## 第17条(協議事項)

甲及び乙は、本契約に同意するものとする。

本契約の解釈及びその他事項に関して生じた疑義や本契約に規定のない事項については甲乙誠意をもって協議の上解決するものとする。

以上、本契約は乙が指定のパートナー申請フォームに同意して、送信して甲が受信することで締結することとする。

甲(委託者)

東京都中央区銀座4-13-8 岩藤ビル5F  
株式会社 FTR

受託者(以下「乙」)

本契約に同意する受託者